

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則 (産業労働総務課)	155
告 示	
○地方自治法施行令第168条の規定により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定した告示の一部改正 (会計課)	156
○液化石油ガス販売事業者の認定 (消防保安課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	〃
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止 (〃)	157
○健康保険法等の一部を改正する法律に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (〃)	〃
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令に基づき知事が定める数 (医療保険政策課)	158

○京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由 (産業労働総務課)	158
○林業・木材産業等振興施設整備交付金交付要綱の一部改正 (林業振興課)	〃
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所、山城広域振興局)	159
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	160
○河川区域の廃止による廃川敷地等 (南丹土木事務所)	161
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (乙訓土木事務所)	〃

公 告

○建築基準法施行細則に基づく特定通路の指定の取消し (建築指導課)	〃
-----------------------------------	---

監 査 委 員

○京都府府民簡易監査規程の一部を改正する規程	〃
------------------------	---

内水面漁場管理委員会

○コイの持ち出し等に関する制限	162
○令和6年度漁業権者別増殖目標数	〃

規 則

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第5号

京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則及び京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「兵庫県」の右に「、奈良県」

を加え、「左欄」を「この表の左欄」に、「場合は」を「場合の端数は」に改める。

- (1) 京都府織物・機械金属振興センター機械器具貸付規則(昭和39年京都府規則第19号)別表の備考
- (2) 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則(昭和40年京都府規則第7号)別表の備考

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る貸付料について適用する。

告 示

京都府告示第89号

地方自治法施行令第168条の規定により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定した告示（平成20年京都府告示第518号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

収納代理金融機関の表中

株式会社福井銀行	を
株式会社滋賀銀行	
株式会社滋賀銀行	に、
みずほ信託銀行株式会社	を
株式会社福邦銀行	

株式会社福邦銀行 に改める。

京都府告示第90号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第46条第2号の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年3月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	代表者の氏名	所 在 地	認 定年月日
丹後瓦斯株式会社	大下 禎久	舞鶴市字森大田野493	令 6. 3. 11

京都府告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年3月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
医療法人晴風園	訪問看護	医療法人晴風園訪問看護ステーション ゆりかご	宇治市大久保町井ノ尻43の1	令 5.12. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アグネーゼ	訪問看護	訪問看護空	宇治市羽拍子町76の19 ダイカイク ラザ2-D	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	訪問介護	訪問介護空木幡店	宇治市木幡内畑34の11 ハイショッ ビル102号室	〃
〃	〃	訪問介護空伊勢田店	〃 羽拍子町76の19 ダイカイク ラザ2-D	〃

いとうくん株式会社	訪問介護	ヘルパーステーションライフアーチ	向日市寺戸町西野辺26の10	5.12. 1
株式会社アクティブ	通所介護	ワンズホームフィジカルセンター	木津川市南加茂台五丁目11の7	〃
特定非営利活動法人にこにこハウス	訪問看護	訪問看護ステーションにこにこハウス	向日市寺戸町東野辺1の4	6. 1. 1
株式会社デイサービスセンターあさひ	通所介護	デイサービスセンターあさひ	亀岡市篠町柏原久保垣内1の3 オ プトカワモビル1階	〃
株式会社今嘉	訪問介護	シトラスケアサービス	木津川市木津池田112の18	〃
株式会社Life youth	〃	らいふ長岡天神	長岡京市奥海印寺岡本3の9	6. 2. 1



京都府告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から廃止の届出があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人はしうど福祉会	訪問介護	いちがお園ホームヘルパーステーション	京丹後市丹後町岩木487	令 6. 2. 29



京都府告示第93号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退の届出があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定の辞退年月日
医療法人岸本病院	介護療養型医療施設	医療法人岸本病院	舞鶴市字浜1131	令 6. 1. 1
医療法人丹笠会丹波笠次病院	〃	医療法人丹笠会丹波笠次病院	船井郡京丹波町須知町裏13の7	6. 3. 31
医療法人翠生会	〃	医療法人翠生会松本病院	福知山市土師宮町2丁目173	〃

京都府告示第94号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 令第9条第3項の規定により知事が定める医療費指数反映係数は、1とする。
- 2 令第9条第5項の規定により知事が定める一般納付金所得係数は、0.8505320366702とする。
- 3 令第9条第8項の規定により知事が定める一般納付金基礎額調整係数は、0.9613986926359とする。
- 4 令第9条第9項の規定により知事が定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 5 令第10条第3項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.8496718450734とする。
- 6 令第10条第6項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数は、0.999999991225とする。
- 7 令第10条第7項の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 8 令第11条第3項の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数は、0.8212951432130とする。
- 9 令第11条第6項の規定により知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数は、0.999999977168とする。
- 10 令第11条第7項の規定により知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

京都府告示第95号

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号。以下「規則」という。）別表第2の214の項及び215の項に掲げる手数料に係る規則第4条第2項に規定する特別な理由として知事が定めるものは、次に掲げる申請であることとし、この理由に該当する場合は、次に掲げる申請の区分に応じ、同表の214の項及び215の項の左欄の区分及び同表の備考の2の規定に従い、それぞれに定める手数料の額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じる。この場合においては、算出した減じるべき額に10円未満の端数が生じた場合は、1の申請にあっては5円以上のものは10円とし、5円未満のものは切り捨てることとし、2及び3の申請にあっては切り捨てる。

なお、この告示は、令和6年4月1日から施行し、京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由（令和4年京都府告示第195号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 規則別表第2の備考の規定を適用する者以外の者であって、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが令和9年3月31日までの間に行う申請 100分の20
- 2 滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県又は徳島県内の事務所又は事業所における事業に係る分析等の申請 3分の1
- 3 規則別表第2の備考の規定を適用する者が行う申請のうち、経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成15年経済産業省令第81号）の規定に基づき国から貸付けを受けた機械器具を使用し行う試験等の申請 3分の1

京都府告示第96号

林業・木材産業等振興施設整備交付金交付要綱（昭和54年京都府告示第368号）の一部を次のように改正し、令和5年度分の交付金から適用する。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第2中「合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱」に改め、「以下「輸出促進交付要綱」という。」を削り、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領」に、「供給強化実施要領」を「国際競争力強化実施要領」に、「別表1の第3」を「別表1」に改める。

第3第1号イ中「国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業」に改める。

別表の2中「国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業」を「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業」に改め、同表の2の表の1の項及び2の項中「供給強化実施要領別表1の第3」を「国際競争力強化実施要領別表1の第1及び第2」に改め、同表の8の項中「7まで」を「8まで」に改め、同表中同項を9の項とし、5の項から7の項までを6の項から8の項までとし、同表の4の項中「供給強化実施要領別表1の第3」を「国際競争力強化実施要領別表1の第1」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の3の項中「又は2」及び「及び2」を「から3まで」に改め、同表中同項を4の項とし、2の項の次に3の項として次のように加える。

3 木材保管施設等整備（ストック強化）	事業主体が計画等に基づいて行う木材保管施設等整備（ストック強化）に要する経費	同上	同上	経費の10分の5.5（国際競争力強化実施要領別表1の第2の表のフォークリフト、ログローダその他の機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1）以内	同上	同上
---------------------	--	----	----	--	----	----

京都府告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市左京区鞍馬本町641（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都府林務事務所治山課及び京都

府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市右京区京北中地町小細谷41の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市北区雲ヶ畑中津川町413、414
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
木津川市加茂町西城垣外81の2、83
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南山城村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

京都府告示第102号

河川区域の廃止により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府南丹土木事務所に備えておく。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 河川の名称
一級河川淀川水系曾我谷川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和6年3月19日
- 廃川敷地等の位置
亀岡市余部町宮田51番2
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 13.02平方メートル

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）附則第3項の規定による特定通路の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番	指定取消年月日	所管土木事務所名	特定通路の位置	特定通路の延長	特定通路の幅員
中丹西特消第1号	令 6. 3. 19	京都府中丹西土木事務所	福知山市字堀小字中ノ芝1057の3地先から小字水内3732地先まで	m 17.1	m 最小 3.1 最大 3.4

監 査 委 員

京都府監査委員告示第1号

京都府府民簡易監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月19日

京都府監査委員 四 方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

京都府告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画下水道事業（昭和49年京都府告示第566号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 施行者の名称
大山崎町
- 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画下水道事業
京都府桂川右岸流域関連大山崎町公共下水道
- 事業施行期間
昭和49年10月4日から令和8年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

京都府府民簡易監査規程の一部を改正する規程

京都府府民簡易監査規程（平成18年京都府監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は府の機関の業務に関する職員の行為」を削り、同条第2項中「府民簡易監査の申立ては、書面」を「前項の規定による申立て（以下単に「申立て」という。）は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に定めるものをいう。）」に改め、同項ただし書中「書面」を「これ」に改める。

第3条を次のように改める。

（府民簡易監査の調査等）

第3条 監査委員は、申立てがあったときは、速やかに当該申立てに係る前条第1項に規定する事項（以下「申立事項」という。）についての調査を行うものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する

と認めるときは、この限りでない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項に係るものであるとき。
- (2) 裁判所において係争中の事項又は不服申立てを行っている事項に係るものであるとき。
- (3) 申立事項に係る事実がその発生の日から10年を経過したものであるとき。
- (4) 監査委員がこの項の規定により既に調査を行った申立事項について、同一人が同一の趣旨をもって再度の申立てを行ったものと認められるとき。
- (5) 申立事項に関し表示した事実が虚偽であるときその他申立事項について正当な理由がないと認められるとき。

2 監査委員は、前項ただし書の規定により調査を行わないこととしたときは、速やかに、その旨及びその理由を府民簡易監査の申立人に通知するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の京都府府民簡易監査規程第3条第1項第4号に規定する既に調査を行った申立事項には、この規程の施行前にこの規程による改正前の京都府府民簡易監査規程第3条第1項の規定により調査を行った事項を含むものとする。

内水面漁場管理委員会

京都市内水面漁場管理委員会指示第24号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年3月19日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 中 原 紘 之

1 指示の内容

- (1) コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。
- (2) コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において捕獲されたコイを同一水域で放流する場合を除き、次のことを遵守すること。
ア 府内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のPCR検査によりそのコイ群が陰性であることを確認すること。
イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを投棄してはならない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

漁業法（昭和24年法律第267号）第168条の規定による第五種共同漁業権に係る令和6年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定める。

令和6年3月19日

京都府内水面漁場管理委員会
会長 中 原 紘 之

上段 尾数 単位：千尾
(発眼卵は万粒、産卵場造成は箇所)
下段 重量 単位：kg

漁場番号	漁業権者	あゆ	こい	ふな	うなぎ	はえ		ます類			かわよしのぼり		てながえび
						種苗放流	産卵場造成	河川	濃密放流区	発眼卵放流	種苗放流	産卵場造成	
京内共第1号	上桂川漁業協同組合	335	0		1	43	2	30			60	1	
		2,345	0		10	150		150			30		
京内共第2号	大堰川漁業協同組合	66	0	5	1			15					
		460	0	100	10			75					
京内共第3号	保津川漁業協同組合	86	0	10	1		1	6		2		1	
		600	0	200	10			30					
京内共第4号	京淀川漁業協同組合	4	0	7.5	1		1	2					
		30	0	150	10			10					
京内共第5号	賀茂川漁業協同組合	43	0	5	1		3	8		3		3	
		301	0	100	10			40					

京内共第6号	宇治川漁業協同組合	43 300	0 0	5 100	1 10	14 50	3	2 10					
京内共第7号	木津川漁業協同組合	66 460	0 0	7.5 150	1 10	14 50		6 30					
京内共第8号	美山漁業協同組合	290 2,030	0 0	5 100	1 10	34 120	2	16 80	120 600		60 30	2	
京内共第9号	和知川漁業協同組合	43 300	0 0					15 75					
京内共第10号	上林漁業協同組合	43 300	0 0	0.5 10	1 10			4 20					
京内共第11号	由良川漁業協同組合	143 1,000	0 0	10 200	1 10	29 100		10 50				57 40	
京内共第12号	久多漁業協同組合	21 150			1 10			20 100	60 300				
京内共第13号	東別院漁業協同組合	10 70	0 0		1 10			2 10					
京内共第14号	上宇川漁業協同組合	10 70											
京内共第15号	野間漁業協同組合	54 380			1 10			10 50					
京内共第16号	京都府漁業協同組合 (網野支所)		0 0	0.5 10	1 10								
合 計		1,256 8,796	0 0	56 1,120	14 140	134 470	12 0	146 730	180 900	5 0	120 60	7 0	57 40
		7.0g 換算	20g 換算	20g 換算	10g 換算	3.5g 換算		5g 換算	5g 換算		0.5g 換算		0.7g 換算

備考：はえ及びかわよしのほりについては、種苗放流又は産卵場造成のいずれかとする。